

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（205）」
2. 日時：平成29年7月7日 13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「14条 全交流動力電源喪失対策設備」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」の対象設備抽出の考え方及び例外としている設備の考え方を整理して提示すること。
 - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」に示された要求時間の考え方を整理して提示すること。
 - 2.2の記載と「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」の関連が分かるように整理して提示すること。
 - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」において、制御棒位置指示系を対象としなかった考え方を整理して提示すること。
 - 使用済燃料プール水位計（広域）をスロッシング後の水位監視に使用するとして16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵設備において説明するとしているが、9条の適合性への展開が必要な内容か確認し、整理して提示すること。
 - 既許可から要求に変更のない条項について、変更の有無や記載適正化の有無を別途整理して提示すること（他の条文についても同様）。
 - 蓄電池（非常用）の負荷としている系統や機器を整理して具体的に提示提出すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「24条 安全保護回路」について、提出資料に基づき説明があった。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(全交流動力電源喪失対策設備(第14条))
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(安全保護回路(第24条))